

コミュニティバンク

令和4年度上半期 ディスクロージャー

(令和4年9月末現在)



地域の皆さまと共に歩み続ける



石巻商工信用組合

経 営 情 報 (半期情報の開示について)

令和4年度上半期(令和4年4月1日～令和4年9月30日)における経営情報をお知らせいたします。

◆ 貸借対照表(主な項目)

(単位:百万円)

資 産	令和3年9月末	令和4年9月末	負債・純資産	令和3年9月末	令和4年9月末
現金	2,132	1,764	預金積金	123,091	120,244
預け金	57,958	55,992	その他負債	1,232	131
買入金銭債権	11	9	退職給付引当金	11	7
有価証券	8,480	8,617	その他引当金	51	76
貸出金	60,904	58,911	繰延税金負債	45	—
その他資産	783	760	債務保証	21	17
固定資産	1,565	1,512			
繰延税金資産	—	53	出資金	432	429
債務保証見返	21	17	利益剰余金	6,361	6,471
貸倒引当金	△370	△299	その他有価証券評価差額金	237	△38
合 計	131,485	127,340	合 計	131,485	127,340

◆ 損益計算書(主な項目)

(単位:百万円)

科 目	令和3年9月末	令和4年9月末
経常収益	629	681
業務収益	598	600
資金運用収益	540	538
うち貸出金利息	461	445
うち預け金利息	35	32
うち有価証券利息	26	28
役務取引等収益	44	40
その他業務収益	13	20
臨時収益	31	81
経常費用	558	560
業務費用	549	534
資金調達費用	2	1
うち預金利息	1	1
役務取引等費用	30	27
その他業務費用	10	24
一般貸倒引当金繰入額	—	—
経 費	505	481
臨時費用	9	25
うち個別貸倒引当金繰入額	—	—
経常利益	70	121
業務粗利益	554	546
業務純益	49	65
(実質業務純益)	(49)	(65)
(コア業務純益)	(48)	(72)
(投信解約損益を除く コア業務純益)	(48)	(72)
特別利益	—	—
特別損失	0	0
税引前当期純利益	70	121
法人税、住民税及び事業税	10	17
法人税等調整額	—	—
当期純利益	60	104

◆ 自己資本の充実状況

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年9月末	令和4年9月末
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	6,794	6,900
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	82	62
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,876	6,962
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10	9
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,865	6,953
信用リスク・アセットの額の合計額	30,909	31,290
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,135	2,106
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	33,044	33,396
自己資本比率 ((ハ) / (二))	20.77%	20.82%

(注)「オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額」は、直前3月期決算の計数を使用しております。

◆ 有価証券の時価情報

当組合の有価証券運用につきましては、国債を中心に行っており、リスクの把握や管理の難しい商品、ヘッジファンド等に対する投資は行っておりません。

◎満期保有目的の債券で時価のあるもの（単位：百万円）

項目	令和4年9月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
社債	200	200	0	0	—
外債	400	399	△0	0	0
合計	600	600	0	0	0

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

◎その他有価証券で時価のあるもの（単位：百万円）

項目	令和4年9月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損
国債	5,637	5,568	△68	33	102
社債	2,106	2,090	△16	0	17
外債	200	197	△2	0	3
株式	27	62	35	35	0
合計	7,970	7,917	△53	70	124

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

◆ 金利リスク量

(単位：百万円)

項目	令和4年9月末
金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	1,946

当組合での金利リスク量は、市場金利が1%上昇した場合に受ける影響額を算出しております。

◆ 貸出金業種別残高・構成比

当組合は、地元の皆さまからお預かりした預金は、地元の皆さまへ還元しており、リスクを分散した小口貸出を中心に、堅実経営を実践しております。

(単位：百万円、%)

業種別	令和4年9月末	
	金額	構成比
建設業	11,882	20.1
卸売業、小売業	10,290	17.4
製造業	6,609	11.2
運輸業、郵便業	5,109	8.6
不動産業	1,239	2.1
飲食業	1,111	1.8
宿泊業	486	0.8
医療、福祉	313	0.5
農業、林業	304	0.5
生活関連サービス業、娯楽業	151	0.2
その他	4,832	8.2
小計	42,331	71.8
地方公共団体	8,593	14.5
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,986	13.5
合計	58,911	100.0

「個人」には、業種が個人のほか、資金使途が住宅資金・個人消費資金等が含まれております。

◆ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

令和4年9月期では下記の状況となっており、保全等に十分な対応を図っております。

(単位：百万円、%)

区分	残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (D)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権	6,633	6,349	237	99.29	83.44
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(注1)	1,448	1,358	90	100.00	100.00
危険債権(注2)	5,184	4,990	146	99.09	75.75
要管理債権(注3)	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権(注4)	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権(注5)	—	—	—	—	—
正常債権(注6)	52,319	(注7)	(注8)		
合計額	58,952				

- (注) 1. 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
 4. 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。
 5. 債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。
 6. 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「要管理債権」、「危険債権」、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」以外のものに区分される債権です。
 7. 「担保・保証等(B)」は、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

不良債権に対する備え

金融再生法上の不良債権は66億33百万円となっておりますが、その99.29%(65億86百万円)が引当金等でカバーされており、残り47百万円に対しても、当組合は自己資本の額として69億53百万円を確保しており、不良債権に対する備えは万全です。

金融再生法上の不良債権 66億33百万円	
引当金等でカバー 65億86百万円	未保全 47百万円

未保全47百万円に対する備え
自己資本の額 69億53百万円

(注)各計数は、表示単位未満を切り捨てて表示しておりますので、内訳と合計が一致しない場合があります。

地域貢献活動

● 地方創生に向けた取組み

石巻市・東松島市と地方創生に向けた実効性の高い取組みを推進することを目的に「包括連携に関する協定」を締結しております。今後も当組合と地方公共団体双方のノウハウや資源を有効に活用しながら、創業支援や産業振興など幅広い分野で連携を強化し、地方創生の実現に向けた取組みを進めてまいります。

● SDGs(持続可能な開発目標)への取組み

地域社会の課題解決と持続可能な社会の実現を目指し「みやぎ・しんくみSDGs共同宣言」を表明しております。地域経済活性化、地域社会貢献、地域環境保全、人材育成を活動の基軸として、職員一人ひとりの認識を高める他、地方公共団体等との連携を強化し、協同組織金融機関としての使命・役割を果たしてまいります。

● 文化的・社会的貢献に関する取組み

母子家庭・父子家庭等の高校生を対象に修学上必要な学資金の一部を給付する返済不要の「しんくみ はばたき奨学金」の創設のほか、「しんくみピーターパンカード」の利用代金の一定割合を毎年継続して子ども育成会連合会等へ寄付を行い、その活動を支援しております。また、渉外活動を通じた防犯パトロール活動、全営業店を「子ども110番連絡所」にしている等、安心・安全な地域づくりに取り組んでおります。

中小企業への支援

新型コロナウイルス感染症のほか原材料価格やエネルギーコスト上昇など様々な経営ニーズ・課題を抱えている事業者の皆さまに対し、下記の支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

● 営業店相談窓口の設置

- ・設置店舗 全営業店
- ・開催日時 月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日を除く) 9時～15時
- ・受付内容 必要な資金の借入に関するご相談/返済の猶予、返済額の変更等に関するご相談
各種給付金、補助金、助成金等に関するご相談/その他、経営に関するご相談全般

● 中小企業診断士による個別経営相談

事業者の皆さまが、日ごろから「興味がある」、「気になっている」、「不安に感じている」ことなどについて、中小企業診断士が専門的・実践的な見地からアドバイスをいたします。

【経営相談の概要】

- ・毎月2回(事前予約制)
相談日は月によって異なりますので、最寄りの営業店へお問い合わせください。
- ・原則「無料」で相談できます。

● 外部機関と連携した専門家派遣

事業者の皆さまのニーズ・課題の内容に応じ、中小企業119、独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県よろず支援拠点、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターなどの外部機関と連携した専門家派遣等による経営支援を行っております。

お客さま保護への対応

● お客さま情報の定期的な確認について

当組合では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策の一環としてお客さまの現在情報を定期的に確認する取組みを行っております。お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、当組合からの情報の確認依頼に対してご協力くださいますようお願い申し上げます。

● キャッシュカードによるATMでのお取引の一部利用制限について

ATMの操作に不慣れな高齢者の振り込め詐欺等の被害を防止するため、一部のお客さまのATM取引を制限させていただいております。

- 対象となるお客さま 70歳以上で過去1年間キャッシュカードによるATMでの「払戻」のお取引がない方
70歳以上で過去3年間キャッシュカードによるATMでの「振込」のお取引がない方

● 通帳・キャッシュカードの紛失・盗難等への対応

- ・偽造・盗難カード被害に対して補償を実施する制度を設けておりますので、万一被害に遭われた場合は、速やかに当組合にお申し出下さい。
- ・通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難等緊急時の連絡先
 - ① 平日9:00～17:00 当組合 各営業店にお申し出下さい
 - ② 上記①以外の時間帯(365日24時間)「自動機集中監視センター」TEL 047-498-0151

地域サービスの充実

● ATMの利用手数料「無料化」

当組合発行のカードで当組合のATMをご利用される場合は、土・日曜日・祝日等でも全ての方に無料でご利用いただけます。

● 苦情・相談窓口の設置

ご契約内容や商品等に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記受付窓口までお申し出下さい。

- ・受付窓口 石巻商工信用組合 総務部 TEL 0225-95-3333
- ・受付時間 9時から17時まで(土・日曜日、祝日および当組合休業日を除く)

● 紛争等の解決措置

紛争の解決を図るため、弁護士会を利用することも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の当組合総務部または、下記受付窓口までお申し出下さい。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能となっております。

- ・受付窓口 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 TEL 03-3567-2456
- ・受付時間 9時から17時まで(土・日曜日、祝日および全国信用組合中央協会休業日を除く)